附属書第4(第14条関係)

航空機の発動機の排出物(二酸化炭素に限る。)の基準

1　次に掲げる航空機(消防用の航空機、水陸両用航空機その他これらに類する特殊な航空機を除く。)の発動機の排出物(二酸化炭素に限る。以下同じ。)の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。ただし、当該基準に適合させるための改造が困難であるものとして国土交通大臣が認めた発動機を除く。

a　最大離陸重量が5,700kgを超えるターボジェット又はターボファン発動機を装備する亜音速飛行機(客席数が19及び最大離陸重量が60,000kg以下の亜音速飛行機を除く。)であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2020年1月1日以後になされたもの

b　最大離陸重量が5,700kgを超え60,000kg以下のターボジェット又はターボファン発動機を装備する亜音速飛行機(客席数が19以下の亜音速飛行機に限る。)であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2023年1月1日以後になされたもの

c　最大離陸重量が8,618kgを超えるプロペラ飛行機(ピストン発動機又はタービン発動機を装備した飛行機に限る。)であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2020年1月1日以後になされたもの

	二酸化炭素数値 (単位　kg／km)
最大離陸重量が60,000kg以下の航空機	$10^{(-2.73780+(0.681310\times\log_{10}W)+(-0.0277861\times(\log_{10}W)^2))}$以下であること。
最大離陸重量が60,000kgを超え70,395kg以下の航空機	0.764以下であること。
最大離陸重量が70,395kgを超える航空機	$10^{(-1.412742+(-0.020517\times\log_{10}W)+(0.0593831\times(\log_{10}W)^2))}$以下であること。
備考 1　二酸化炭素の数値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定し計算されたものとする。 2　Wは、当該航空機の最大離陸重量(単位　kg)とする。	

2　次に掲げる航空機(消防用の航空機、水陸両用航空機その他これらに類する特殊な航空機及び1の排出物の基準を適用する航空機を除く。)の発動機の排出物の基準は、当該航空機

の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。ただし、当該基準に適合させるための改造が困難であるものとして国土交通大臣が認めた発動機を除く。

a　最大離陸重量が5,700kgを超えるターボジェット又はターボファン発動機を装備する亜音速飛行機であつて、その型式の設計について設計の変更等(二酸化炭素の数値を著しく増加させるものに限る。)の申請の受理等が2023年1月1日以後になされたもの

b　最大離陸重量が5,700kgを超えるターボジェット又はターボファン発動機を装備する亜音速飛行機であつて、最初の耐空証明等が2028年1月1日以後になされたもの(aに掲げる航空機を除く。)

c　最大離陸重量が8,618kgを超えるプロペラ飛行機(ピストン発動機又はタービン発動機を装備した飛行機に限る。)であつて、その型式の設計について設計の変更等(二酸化炭素の数値を著しく増加させるものに限る。)の申請の受理等が2023年1月1日以後になされたもの

d　最大離陸重量が8,618kgを超えるプロペラ飛行機(ピストン発動機又はタービン発動機を装備した飛行機に限る。)であつて、最初の耐空証明等が2028年1月1日以後になされたもの(cに掲げる航空機を除く。)

	二酸化炭素数値 (単位　kg／km)
最大離陸重量が60,000kg以下の航空機	$10^{(-2.57535+(0.809766\times\log_{10}W)+(-0.0191302\times(\log_{10}W)^2))}$以下であること。
最大離陸重量が60,000kgを超え70,107kg以下の航空機	0.797以下であること。
最大離陸重量が70,107kgを超える航空機	$10^{(-1.39353+(-0.020517\times\log_{10}W)+(0.0593831\times(\log_{10}W)^2))}$以下であること。
備考 1　二酸化炭素の数値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定し計算されたものとする。 2　Wは、当該航空機の最大離陸重量(単位　kg)とする。	